

# 「主題文脈主義」の可能性

松枝啓至

はじめに

現代の認識論・知識論においては様々な立場がありうる

味同根)、その上でウイリアムズの懷疑主義に対する診断は、懷疑論に関する論争に大いに示唆を与えてくれるものであろう。

が、本稿では比較的最近注目され議論されている「文脈主義 (contextualism)」について論じる。特に本稿では現代の懷疑論に関する論争における著名な論客の一人である、マイケル・ウイリアムズの「主題文脈主義 (Issue Contextualism)」を紹介しその可能性について論じたい。ウイリアムズの立場には幾つもの特徴があるが、例えば現在の認識論において主流である純粹な物理主義・外在主義では取りこぼされてしまう、人間の認識の規範性に着目しているという点で重要である。またウイリアムズは、デカルトに代表されるような基礎付け主義の立場、あるいはそのような立場に則った懷疑主義的な議論が背負っている様々な論理構造を批判的に分析しており（ウイリアムズによれば、基礎付け主義と懷疑主義はある意

知識論におけるいわゆる「文脈主義」にも様々な立場があるが、ウイリアムズ自身は文脈主義における現在の主流派である「会話文脈主義 (Conversational Contextualism)」（コーエンやルイス、デローズがとる立場）に対し<sup>(1)</sup>、自分の立場を「主題文脈主義」と位置付けている<sup>(2)</sup>。本稿では特にデローズらの立場との対比を通じて、ウイリアムズの立場の特色を示したい。本稿ではまずウイリアムズが懷疑主義に対してどのような立場をとっているのかを確認し、その後で「主題文脈主義」の特徴をいわゆる相対主義やデローズらの「会話文脈主義」と比較しつつ、浮かび上がらせたい。そしてウイリアムズの立場の問題点も指摘した上で、プラグマティズムの観点からその立場を擁護する。

## — 懐疑主義に対する「理論的診断」

「知識・知恵を愛する」として始まった哲学においては、何らかの対象についての具体的な知識・知恵が探求されると同時に、そもそもそのような知識・知恵一般はいかなるものであるのかも、程度の差はある、どの時代においても探求されてきた。そのような問題は現代の哲学においてはいわゆる認識論 (epistemology) あるいは知識論 (theory of knowledge) と呼ばれる分野で論じられている。そしてとりわけ認識論および知識論においては、伝統的にも現代の議論においても、哲学的懷疑論というものにどう対決するかという課題が重要な論点の一つとなっている<sup>(3)</sup>。なぜこの哲学的懷疑論が問題であるのかというと、懷疑論は私たちが持つている知識のほとんどすべてが実際は知識ではない、ということを主張するからである。その主張の際に懷疑論者たちは、私たちが知識とみなしているものが実はきちんと正当化されていない、といふことを示そうと試みている。」のような懷疑主義に対しとする態度としてマイケル・ウイリアムズが推奨するのは、「理論的診断 (theoretical diagnosis)」といふものである。」これは懷疑論者たちの議論の一見した自然や直観 (the naturalness or intuitiveness) を疑問視し、彼らの議論が見かけよりも一層複雑で多くの理論や先入見を背負っているというふうを示そうとする立場である<sup>(4)</sup> (PK, p. 146)。

ウイリアムズは理論的診断を遂行するにあたって、正当化に関する二つの立場を提示している。一つ目は懷疑主義と密

接な結び付きがあるとされる、「先行する根拠付け要求 (Prior Grounding Requirement)」といふのである (PK, p.147)。」これは簡潔に言えば、ある人が認知的に責任ある仕方で信じる「う」と（ある特定の信念を形作る）とにおいて、重要な反証に対してもきちんと応答する「う」とは、その人が充分な証拠の基礎の元に信じて「う」としなければならない、という要求のことである。」これは「く正当な要求とも考えられるが、伝統的な基礎付け主義やそれと表裏一体の懷疑主義はこの要求を前提としたものであり、過度の根拠付けを求められることで、最終的には正当化が不可能となる困難（「無限遞行」「仮説」「循環」という「アグリッパのトリレンマ」もはらんでしょう）。

さて、ウイリアムズはこののような「先行する根拠付け要求」を受け入れる「なしに知識と正当化との間を保持する立場」があると指摘する。それが知識・信念の正当化が有している、「省略と説明要求 (Default and Challenge) 構造」<sup>(5)</sup>である (PK, p. 149)。」これは司法システムにおける、「有罪と立証されない限りは無罪とされる」に類似している。これに対して先の「先行する根拠付け要求」は、無罪と証明されない限りは被告を有罪として扱う司法システムに類似していると言えるだろ。「省略と説明要求構造」とは、ある人の知識の正当化においては、その正当化的理由説明を要求されない限りは、正当化を省略 (default) しよいが、説明の要求 (challenge) があるならば、それにいつでも答えなければならぬといふ。ある種の規範性を有する構造である。

またウイリアムズはこの構造の特筆すべき性質として、説明を要求された側（つまり正当化を主張する側：claimants）だけでなく、説明を要求する側（challengers）にも、正当化の義務を負わせる（要求する正当な理由の提出義務）ものである、という点を指摘している。「先行する根拠付け要求」を想定するとなれば、知識を主張する側は諸々の根拠を生みだすことへの際限のないコミットメントを容認することになり、つまり懷疑論者がそれらの根拠を請求する権利を無制限に認めてしまうことになる。しかしながらウイリアムズが推奨するように、もし「先行する根拠付け要求」を拒絶するならば、懷疑論者はそのような権利を失うことになる（以上PK, p.150）。「説明要求を成す権利はそれ自体、目標となつていて、信念の真理性があるいはその信念を保持する主張者の権利を疑問視する懷疑論的な理由を見つけることによって得られるものである。そのことが意味しているのは、無防備な説明要求は場違いである、ということである」（PK, p. 150-1）。

ここでウイリアムズは知識の正当化に関して「文脈」の重要性を指摘しているが、このように「正当化的文脈」を強調する立場を一般に「文脈主義」と呼んでよいだろう。ここで「文脈主義」の基本的な考えは、知識を正しく帰属させたり主張したりするための基準は状況的な・文脈的な変動に固定されはしないが影響を受けやすい、というものである。そして特にウイリアムズの文脈主義は、その中心に上記の規範性を帯びた「省略と説明要求構造」を据えているのである。

## 二 文脈主義と相対主義

前節において、懷疑主義に対するウイリアムズの理論的診断の重要な要素として、「省略と説明要求構造」と「正当化的文脈」の二つを確認した。本節以降では、まず「正当化的文脈」に関して、現代の知識論でいわゆる「文脈主義」と呼ばれる立場を吟味していきたい。文脈主義に関する古典的な

文献(6)の一つで、アニスは文脈主義を従来の基礎付け主義と整合主義に代わる第三の立場として位置付けている。文脈主義は「基礎付け主義的な意味での基礎的言明が存在する」とと整合性が正当化にとって充分であるとの両方を否定する」し、文脈主義によれば「基礎付け主義と整合主義の両者は正当化にとって本質的な文脈的なパラメーターを見落としている」(CTEJ, p.213)のである。

アニスが文脈主義の特徴として挙げていることは幾つかあるが、ウイリアムズの立場との関係で重要なのは、知識の正当化というものが有している社会的な本性であろう。つまりアニスは認識主体 S (Subject) が命題 P (Proposition) を信じる、とにおいて正当化されているかどうかが問題となるとき、「これが「主題文脈」との関連で考慮されるべきであると指摘している(CTEJ, p.215)。例えば何かの病気について話題になっているとき、医学的な素養のない一般人がそれについて語ると、医学の博士号を持つ人がそれについて語るのとでは、語る内容が正当化されるために要求されるものは異なる。つまり医学の博士号を持つ人のほうが、医学の素養のない一般人よりも、ある病気について自分が信じている命題に対して、より詳細な証拠の提示や情報の開示を求められる。

したがってアニスが考へているところの正当化についての文脈主義モデルによれば、認識主体 S が命題 P を信じることにおいて正当化されているかどうかが問題となるとき、われわれが考慮すべきは、要求される理解と知識のレベルを決定

しているある特定の主題文脈との関連性なのである。そしてそのような主題文脈に関わる社会的な情報、つまりそのような主題に関する様々な信念、情報、諸理論などは正当化に関して重要な役割を果たしている。というのもそういったものがある面で、正当化に対してどういった反論が生じるのか、そういうたた反論に対してもどのように答えるべきか、反論者がどのような応答を受け入れるのか、を決定するからである(以上 CTEJ, ibid.)。

またアニスの指摘する所だが、正当化理論において最も無視されている構成要素は、人々のコミュニティ文化に関する正当化の、実際の社会的実践や規範である。つまりこれまで哲学者が見てきたのは正当化についての普遍的でアブリオリな諸原理であるが、むしろ認識主体 S が命題 P を信じていることにおいて正当化されているかどうかを決定するためには、その認識主体が所属している人々のコミュニティの正当化の実際の基準を考慮せねばならないのである。その考察のためにはこれまで以上に心理学的、社会学的、人類学的研究が必要とされるだろう(以上 CTEJ, ibid.)。またアニスが的確に述べているように、正当化といふものが人間集団の社会的実践や規範に相対的であるからと言って、正当化が何かしら主観的なものである、と結論付けられるわけではない。なぜならそのような社会的実践や規範は認知的なものであるし、それらの行きつく先として何かしらの真理や誤謬の回避を有しているからである。そしてそれらのゴールに行きつかなかつた場合はその正当化は批判されうるので、正当化は何でもあ

りの相対主義的・主観主義的なものではない。したがつてアーニスは、「科学における理論中立的な観察言語がないのとまさに同じように、人がとりうる基準中立的な認知的立場はない」が、だからと言つて「どちらの場合でも客觀性や合理的批判が失われるというわけではない」と強調している（以上 CTEJ, p.216）。

「文脈主義は相対主義の一種である」という批判に対しても、マイケル・ウイリアムズも自身の立場を「（ウイトゲンシュタイン的）文脈主義」と位置付けた上で反論している（<sup>7</sup>）以下本節では「文脈主義」とはウイリアムズの立場での「文脈主義」の意である）。ウイリアムズによれば「認知的相対主義」は、「体系依存」（信念の認知的状態は本来備わっている性質ではなく、信じている人の認知的体系に依存する）、「体系変化性」（認知的体系は文化から別の文化へ変化するし、個々の文化内でも歴史的出来事から別の歴史的出来事へ変化する）、「体系同等性」（ある認知的体系が別の認知的体系より優れているということはない）という三つの要素によって特徴付けられるものである（WCNR, p.94）。このように性格付けられる認知的相対主義は明らかに著しく主觀主義的・懷疑主義的なものとなろう。文脈主義がこのよう相対主義に属するものであれば、懷疑主義に対する防波堤としての文脈主義は成り立たないことになる。

ウイリアムズはウィトゲンシュタインの『確実性について（*On Certainty*）』<sup>(8)</sup>からの引用を交えつつ、文脈主義を相対主義からはつきりと区別して捉えている。まず文脈主義は伝

統的な基礎付け主義の根源的代替物であり、日常的な認知的実践により近いところに留まるものである。さらにウイリアムズは本稿第一節で記したような、基礎付け主義（伝統的認識論と懷疑主義は一枚のコインの裏表であるが）の主張者と説明要求者の非対称性を指摘しつつ、説明要求そのものが正当化の制約に服するものならば、このような非対称性は誤りであることを論じている（以上 WCNR, p.99）。そしてウイリアムズが擁護する（ウイトゲンシュタイン的）文脈主義に関しては、そのような主張者と説明要求者の非対称性を認めない、正当化の「省略と説明要求構造」（本稿第一節参照）が文脈主義には親和的であると主張する（WCNR, p.100）。

さらにウイリアムズはこの文脈主義を彩る四つの要素（意味論的、方法論的、弁証法的、経済的）を挙げているが、特に相対主義との差異といふ点で重要なのが、方法論的（methodological）要素と経済的（economic）要素である。方法論的要素に関しては、学問上の制約あるいは方法論的必然性ということをウイリアムズは強調している。これは何かしらの特定の学問を実践することを成立せしめる学問上のメタ文脈となるものであり、探求の主題が何であるかを決定付け、相対主義的な何でもありを回避するためのものとなる（WCNR, p.102-3）。また経済的要素に関しては、正当化といふものが実践的な次元を有することから、文脈から文脈へと変化する経済的な諸々の考慮によつて認知的な基準が影響されることも指摘される。つまり何らかの信念を受け入れることにおいて正当化されるためには満足な証拠を有しているこ

とが要求されるが、それがどの程度あれば充分なのか、どれほど要求するのが道理に適っているかが問題となる。そしてその際にはそのような証拠を収集するコストがどれくらいであるかが影響する。」<sup>(1)</sup> といった点も探求を何でもありの状態から回避することへとつながっていく（以上 WCNR, p.104）<sup>(2)</sup> 以上的のようなことを論じた上で、ウイリアムズは「文脈主義は認知的相対主義を助長しないということは明らかである」（WCNR, p.107）と結論付ける。ウイリアムズによれば、究極的な源となる諸原理は非循環的な仕方では正当化されないという考えに認知的相対主義は依存しているが、文脈主義の主意は、懷疑論的相対主義者が要求するような単純な仕方では正当化というものはそのような諸原理に依存していない、というものである。つまり「認知的体系」というものは相対主義が想定しているものよりもっと複雑であり、可変的で事実依存的であるし、正当化というものは相対主義者が想像するほど直接的に体系依存的ではないのである（以上 WCNR, ibid.）。ウイリアムズが擁護するウイトゲンシュタイン的文脈主義は、上で記したように、知識の正当化が有している実践的な要素を指摘し認知的体系の構造の豊かさを強調することで、伝統的な基礎付け主義やそれと表裏一体の相対主義が陥っている誤謬（様々な認識論的前提）を回避している。このような点でも、従来の認識論的理論の代替物としての文脈主義は注目に値するものであろう。

### 三 主題文脈主義と会話文脈主義

前節で確認したように、アニスは文脈主義を伝統的な認識論（基礎付け主義（それと表裏一体の相対主義）や整合主義）に代わる第三の立場として捉え、マイケル・ウイリアムズも自身の主題文脈主義を伝統的な立場の代替物として打ち出している。ただし文脈主義と言つても幾つかの立場があり、それに応じて認識論における文脈主義の位置付けも変化する。例えば「会話文脈主義」の代表的論客であるキース・デローズは、彼の主著である『文脈主義の擁護論 (the Case for Contextualism)』<sup>(3)</sup> の中で、「私が」で構築しようとしているような『文脈主義』は知識や正当化の構造についての「基礎付け主義とも整合主義とも調和するし、それら二つの間の様々な構造的意見とも調和する」と強調している (CfC, p.2)。デローズの定義によると、「文脈主義」とは、「知識を帰属させたりあるいは知識を否定したりする文（「SはPを知っている」や「SはPを知っていない」という形式の文）の真理条件は、それらの文が述べられる文脈に従つた特定な仕方で変化する」 (CfC, p.2) という理論である。このようないわゆる「文脈主義」には何種類があり、その主要なものとして、「認識主体文脈主義 (Subject Contextualism)」や「帰属者文脈主義 (Attributor Contextualism)」といったものがある。認識主体が知つてゐるのみならぬために満たさねばならない基準が、まさに認識主体の文脈によつて設定されるのが前者

であり、その認識主体を知っているとして記述する人（帰属者）の文脈によって設定されるのが、後者である (CfC, p.22)。

デローズは「帰属者文脈主義」の立場だが、これら二つは密接に関係している。つまりどちらも知識基準が認識主体や帰属者の会話的文脈 (*conversational context*) に依存していく。 ウィリアムズは *单纯な会話的文脈主義* (*Simple Conversational Contextualism* : SCC) とみなしている。そして、このようならじうじうと対照をなすのが「構造的文脈主義」 (*Structural Contextualism* : SC) 」であり、この見方だと、正当化（したがって知識）はある特定の主題文脈 (*issue context*) を前提としている。 ウィリアムズはの SCC と明確に異なるものとして、この「構造的文脈主義」を「主題文脈主義」 (*Issue Contextualism* : IC) と呼んでいる（以上 KRS, p.173）。以下では ウィリアムズの論文「知識、反省、懷疑論的仮説」を参考しつつ、IC を SCC と比較し描き出していく。

さて、文脈主義は懷疑主義にどう対抗するのか。 ウィリアムズが懷疑主義に対してもうような態度をとるのかは本稿第一節で確認したが、このSCC との比較も考慮に入れつつ再考したい。まず懷疑主義者たちは認識論を行いながら、知識は不可能だと主張している。そもそも懷疑主義が問題なのは、一方で懷疑論的帰結は受け入れ難いが、他方で懷疑論的議論は直観的に抵抗し難いものだからである。文脈主義はこのことをうまく説明しなければならないだろう。 ウィリアムズによれば、「なぜわれわれは懷疑論的仮説を深刻に受け止めるのか」という問いに対し、IC は SCC よりもうま

い解答を与える。そして結果として、IC は反懷疑主義的戦略を提供する」とになる（以上 KRS, p.174）。

まず ウィリアムズは議論のきつかけとして、いわゆる懷疑論的仮説 (*skeptical hypothesis*) (1) に目を向けていく。問題となるのは主にデカルト的懷疑論である。懷疑論的仮説は通常の知識主張へのある特殊な「阻却者」であり、これらは日常的信念を知識に至らせなくなる。それらの仮説が特殊であるのは、それらが体系的な誤りあるいは欺きを含んでいるという點にある（以上 KRS, p.175）。また ウィリアムズは SCC について論じるわけについて幾つか述べているが、まず ウィリアムズは、「このようないかにも形式の文脈主義を「会話的」と呼ぶことは、認識的基準を固定する」とにおける会話的文脈の役割に重きを置いている」とを反映している」と指摘している（KRS, p. 176）。 ベンヘンれを「単純な」と呼ぶことは、会話の主題 (subject-matter) とは独立に適用される、認識的基準のための厳格な尺度が存在する、という SCC の考え方を指摘している。しかしながら IC は、認識的基準は会話の主題に感受的 (sensitive) である、と考える傾向にある（KRS, p.177）。 何が SCC と IC の違いの一つになろう。

では SCC と IC は懷疑主義に対してもうのような対処の仕方をするのだろうか。簡潔に言えば、SCC は、懷疑主義は知識のための基準を上げていい、と考えている。しかしながら IC は、違う可能性を開くのである。それはつまり、「懷疑主義は主題を変えている (change the subject)」と（KRS,

p.177)。」Jののような違いが問題である理由はウイリアムズによれば以下のようなことになるだろう。つまりSQCによれば、懷疑主義者が正しいように思えるのは、限定された仕方ではあるが、彼が正しいからである。懷疑主義者の唯一の誤りは、自身が示したより以上のことを自分は示していると考えていることである。というわけで売りに出されている反懷疑主義的戦略は、一つの純粹な遮断(*pure insulation*)である。そのようにしてこの戦略は懷疑主義に対し深刻なほどに譲歩的なのである(以上KRSH, *ibid.*)。Jに對してICはまず、懷疑主義の文脈に束縛された性格を同定し、その次に懷疑主義の文脈が理論的に耐えうるものであるかどうかを問題にする。つまり認識論を(懷疑主義とともに)実行することは、われわれがなんら受け入れる理由のない潜在的な理論的前提に依存しているかもしれない。ウイリアムズによれば、SQCはこの点を論じていない。そもそも、懷疑論的帰結が直観的であるように思えるのは、それら■有の限界内で、それらが直観的であるからである(以上KRSH, p.177-8)。

さて以下では、SQCの立場で懷疑論的仮説をどのように扱っているのかについて、ウイリアムズの分析を参考してみよう。扱うのは主にデローズの見解である。デローズにとって、懷疑論的な可能性は明示的な知識主張(*explicit knowledge-claim*)によって機能させられるのであって、誰かが單にそれらの可能性に言及したり気付いたりすることによってではない。可能性を会話的に機能させるために、明示的に反懷疑論的な知識主張を成さねばならない。つまり「私はBIV(Brain in a vat)ではない」というJを知っている」と主張せねばならない。しかしそのような主張を成すのは、既に懷疑論的仮説を真剣に受け止める準備ができるいる場合だけであろう(以上KRSH, p.183)。またウイリアムズによれば、帰属者文脈主義者は、懷疑主義的な疑いが通常の疑いを自然に拡張したものを持んでいる。しかし彼らはまた、懷疑主義的な阻却者が除去できないものであることとも望んでいる。その結果、知識主張は実際に「懷疑主義的」文脈においては誤りとなるのである。いずれにせよ、通常の状況についての反省が示唆するのは、会話的な進展が基準の変化を引き起すのは、限定された主題の文脈においてのみである、ということである。ウイリアムズは、この点を帰属者文脈主義は見落としているのではないか、と指摘している(以上KRSH, p.188-9)。

Jのこのような問題に関しては、ウイトゲンシュタインの見解を参照しつつ、ウイリアムズは次のように論じている。つまりある所与の探求においてある疑いが効力を失っている(*hors de combat*)ということは、信用性や限定された力量とは関係がなくして、むしろ問題なのは探求の焦点あるいは方向(focus or direction)なのである。換言すればわれわれが探究しているものはわれわれが構わずにそのままにしているものの働きによるのである。ある特定の学問分野においては、その学問分野にその特徴的な形態や主題を与えるのに資する特定の非常に一般的な諸前提が存在している。それらをウイリアムズは「方法論的必然性」と呼んでいる(本稿第二節の後

半部分で言及した文脈主義の「方法論的要素」。またそれとともに、それらの諸前提は特定のジャンルのあらゆる探究のための学問上のメタ文脈 (*disciplinary meta-context*) を決定付けている（以上 KRSIH, p. 190）。したがって所与のジャンルの中での探求の特定の諸文脈は、認識的価値付けのまつたく通常の文脈と同様に、それらの特定のローカルな諸前提を有している（KRSIH, p. 191）。したがってこれまでの議論をまとめるとウイリアムズによれば次のようになる。

知識そのものを探査するための学問上のメタ文脈は前提について豊富である。したがって懷疑主義者が通常の知識について研究しているということは決して明確なことではない。「中略】むしろ懷疑主義者が自身の疑問を作り上げるそのやり方は特別な主題、つまり知識そのものという主題を創造することを含んでいる。「中略】懷疑主義者は様々な仕方で主題を変えているのである。（KRSIH, p. 195）

さてウイリアムズの IC の立場からすると、SCC の主要な誤りは、充分に文脈主義的でない、という点になる。つまり SCC の文脈主義の背後には、ある形態の不变主義が存在するのである。ここで不变主義とは、論争中の主題に関わらず、それによって認識的な基準が判断されて緩められたり厳しくなったりするある単純なスケールが存在する、ということである。しかしウイリアムズは、この考え方は S

CC の支持者たちにとってさえも主張しづらいものである、と指摘している（以上 KRSIH, p. 195）。問題の源は、知識帰属のための基準を上げることを強調することによる、SCC の一次元的な性格である、とウイリアムズは指摘している。なぜ懷疑主義が魅力的なのかを説明するために、われわれの状況と BIV の状況との間にある申し立てられた類似性が時々顕著なものとなるということをわれわれは認めなければならぬ。それゆえに問題は、何らかのその場限りではない（*non-adhoc*）方法で、なぜそれらの類似性が常に顕著であるわけではないのかを説明することである。IC の立場はこの問いに答えを与える。というのも学問上のメタ文脈の移行が単に認識的基準を上げているのではないと主張することを許すからである。つまりその移行は主題を変えているのである（以上 KRSIH, p. 198）。

以上、ウイリアムズの論文に基づき、彼の主題文脈主義の特徴を浮かび上がらせる」と試みた。とりわけ懷疑主義に対しても IC と SCC がどう対処するかの差異は明確になったと考える。知識の正当化に関して SCC は文脈の違いを認識的な基準の高低（High-standards～Low-standards）で捉えているが、そうなると日常的な文脈と懷疑論的な文脈が地続きとなり、最終的には懷疑主義を許容することになってしまふ。それに対してウイリアムズの IC は、それぞれの文脈にそれぞれの主題が明示的にあるいは暗黙裡に設定されており、それに応じた諸前提が文脈には織り込まれていてことを明らかにしている。つまり何の知識が主題になつていてかに着目す

ることを通じて、その知識を形作っている文脈や背景的諸前提を明示的にし、それに応じてその探求においてどのような条件が揃えば知識が正当化されるかが適切な形で設定されることになろう。このようない立場であれば、本稿第一節で確認したように相対主義的な困難に陥ることはないであろうし、懷疑主義に対してもSOSCのように譲歩的になることなく、適切にそれを理解することが可能となろう。

#### 四 「認識論的の実在論」の問題点

前節まででマイケル・ウイリアムズの主題文脈主義の利点を描き出しきたが、彼の立場が一部の隙もない完璧なものと言ふわけではない。彼の文脈主義にも他の認識論的立場と同様に相応の問題点をはらんでいるが、その中でも重要なものの一つが彼の「認識論的実在論 (Epistemological Realism)」(1)といふアイデアだろう。「認識論的実在論」とは、「認識論内部の一つの立場としての実在論——われわれは客観的で心から独立した実在についての知識を持つているというテーマではなくて、それとはまったく異なる何かである。それはつまり、認識論的探究における諸対象についての実在論である」(UD,p.108)。これは特に伝統的認識論者、特に伝統的な基礎付け主義者がコミットしているものであり、知識の本性や正当化の構造についての事実によつて決定されるある固定された「認識的立場」をわれわれは有している、という見解である。とりわけ外的世界についての（客観的）知識よりも経験的な（主観的）知識が優先するという「認識論的優先性」をその特徴としている。

本稿第一節で確認したような伝統的基礎付け主義者（および懷疑主義者）が有している「先行する根拠付け要求」は、この「認識論的実在論」というアイデアに基づいており、ウイリアムズはこれがドグマにすぎないとして、それに取つて代わるものとして知識の正当化が有している「省略と説明要求構造」を推奨している(12)。つまりウイリアムズが自身の立場の独自性を強調するためにも、「認識論的実在論」というドグマは批判的な意味で重要なものとなろう。しかしながらウイリアムズが想定するような仕方でこの「認識論的実在論」というアイデアが機能しているかどうかは疑問が残る。グランドマンが論文「推論的文脈主義、認識論的実在論、懷疑主義・ウイリアムズへのコメント」(13)でその疑問点について幾つか指摘しているが、ここでは紙幅の関係上、一点だけ考察しておきたい。

それはウイリアムズが「認識論的実在論」に代わるものとして提示する知識の正当化における「省略と説明要求構造」それ自体も知識の本性や正当化の構造についての「実在論」であるかもしれません、「ウイリアムズのヴァージョンの文脈主義もまたもちろん、認識論的立場」(ICERS, p.208)なのである。伝統的認識論者が、いわば「認識論的実在論」を（ウイリアムズの語彙を用いれば）方法論的必然性として、「知識一般」の探求をしてきたのに対し、ウイリアムズはまさしく「省略と説明要求構造」を方法論的必然性として認識論的探究を行つていると言えるだろう。しかしながらそのような探求や認識論的立場自体がどのように正当化されるのかが問

題となるかむしれない（伝統的認識論の正当性がウイリアムズの立場から批判されたよ／＼）。

だがここのよ／＼な問題をまた伝統的な認識論の枠組みで解決しようとすれば、袋小路に陥ってしまう」とは必至であろう。こゝやめポイントになるのは、本稿第一節末尾で指摘した、「省略と説明要求構造」が有してくる規範的な性格である。文脈を特色付ける主題を設定するのもわれわれの実践においてであり、認識的な規範もわれわれが実践において定めてい るものである。そしてそれらの主題や認識的な規範は知識の探求という実践において明示的にあるいは暗黙裡に存在しているものではあるが、それらの制約は固定的なものではなく、必要性があればより良いものへと修正する、とある。ウイリアムズは自身の立場を「プラグマティズム」とも称してこるが（PK, p.171）、認識論的な様々な問題を解き明かす立場として、あんなは従来の「認識論的実在論」に基づいた基礎付け主義などの立場の代替案として、プラグマティックな観点からもウイリアムズの「主題文脈主義」は大きな可能性を秘めていると考えられる。

#### 註

- (1) 認識論における最広義の文脈主義とは、知識の主張や正当化の真偽は本質的に文脈に応じて変化する、ところであのう（）れと正反対の立場がいわゆる不変主義（invariantism）である。ただし「知識」をどの範囲で捉えるか、「正当化」の条件として何を採用するか、「文脈」とふ／＼と/or何を意味するか、

ここでたまに文脈主義はこらふ／＼な立場を取つてゐる（cf. Gerhard Preyer & Georg Peter (eds.), *Contextualism in Philosophy: Knowledge, Meaning, and Truth* (Oxford: Clarendon Press, 2005))。

現在の代表的な論客スコット・ルイス（cf. David Lewis, 'Elusive Knowledge', *Australasian Journal of Philosophy*, vol. 74(1996), pp. 549-67）やトローバ（cf. Keith DeRose, 'Solving the Skeptical Problem', *Philosophical Review*, vol. 104(1995), pp. 1-52)などやるべく

(2) ルイスなどによれば、マイケル・ジャーバーの次の論文を参照。Michael Williams, 'Knowledge, Reflection and Sceptical Hypotheses', in E. Brendel & C. Jäger (eds.), *Contextualisms in Epistemology* (Dordrecht: Springer, 2005), pp. 173-201. 本稿で参照する場合は「KRSH」の略記。掲載書の頁数を記す。

(3) 懐疑論一般についての單行本や論文集としてのものを参照された。Charles Landesman and Roblin Meeks (eds.), *Philosophical Scepticism* (Oxford: Blackwell Publishing, 2003)。

この本は古代から現代に亘る哲学史における著名な哲学的懐疑論を原典の抜粋を添えて（英訳）数多く紹介してゐる。『知を愛する者と疑う心』（佐藤義之・安部浩・戸田剛文編、晃洋書房、一九〇〇八年）。

(4) Michael Williams, *Problems of Knowledge* (Oxford: Oxford University Press, 2001). 本稿で参照する場合は「PK」の略記。頁数を記す。

(5) イの用語はロバート・ブラン登（Robert Brandom, *Making Explicit* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1994), esp. ch. 3, sect. III.

(6) David B. Annis, 'A Contextualist Theory of Epistemic

- Justification', *American Philosophical Quarterly*, vol.15, no.3(July,1978), pp.213-19. 本稿も参照され得た「CTEJ」も掲載誌の頁数を記す。
- (一) Michael Williams, 'Why (Wittgensteinian) Contextualism Is Not Relativism', *Episteme* (2007), pp.93-114. 本稿も参照され得た「WCNR」も掲載誌の頁数を記す。
- (∞) Ludwig Wittgenstein, *Über Gewissheit* (Oxford: Blackwell Publishers Ltd, 1969) (『確実性の問題』(黒田回訳)、『カート・スハーバターハ金集∞』(大修館書店、一九七五年出版) 両訳)。
- (σ) Keith DeRose, *The Case for Contextualism* (Oxford: Oxford University Press, 2009). 本稿も参照され得た「CfC」も掲載誌の頁数を記す。
- (Ω) 懸念論的仮説の標準的な展開はトローベが「無知による議論 (Argument from Ignorance)」も参照され得るが、これ (cf. Keith DeRose, 'Solving the Skeptical Problem', *Philosophical Review*, vol. 104(1995), p. 1.)。以下のみべた議論である (○は出発的な主張、エは懸念論的仮説を意味する)。
- (A-) エドナリルを私は知らな。
- エドナリルを私が知らないなら、私は○を知らな。
- だから、私は○を知らな。
- (I-) 「認識論的実在論」についてもカットアバードの文献に散見されるが、特に次の文献を参照。Michael Williams, *Unnatural Doubts* (Cambridge: Blackwell, 1991; Princeton:

Princeton University Press, 1996), esp. ch. 3. 本稿も参照される場所「UD」も掲載誌の頁数を記す。

(12) 知識の正当化における「省略と説明要求構造」を、カーブスは最近の論文でも一貫して推奨。続けてこう。次の文獻も参照。Michael Williams, 'Skepticism, Evidence and Entitlement', *Philosophy and Phenomenological Research*, vol.87, no.1(July, 2013), pp.36-71.

(13) Thomas Grundmann, 'Inferential Contextualism, Epistemological Realism and Scepticism: Comments on Williams', in E. Brendel & C. Jäger (eds), *Contextualisms in Epistemology* (Dordrecht: Springer, 2005), pp. 203-10. 本稿も参照され得た「ICERS」も掲載誌の頁数を記す。